

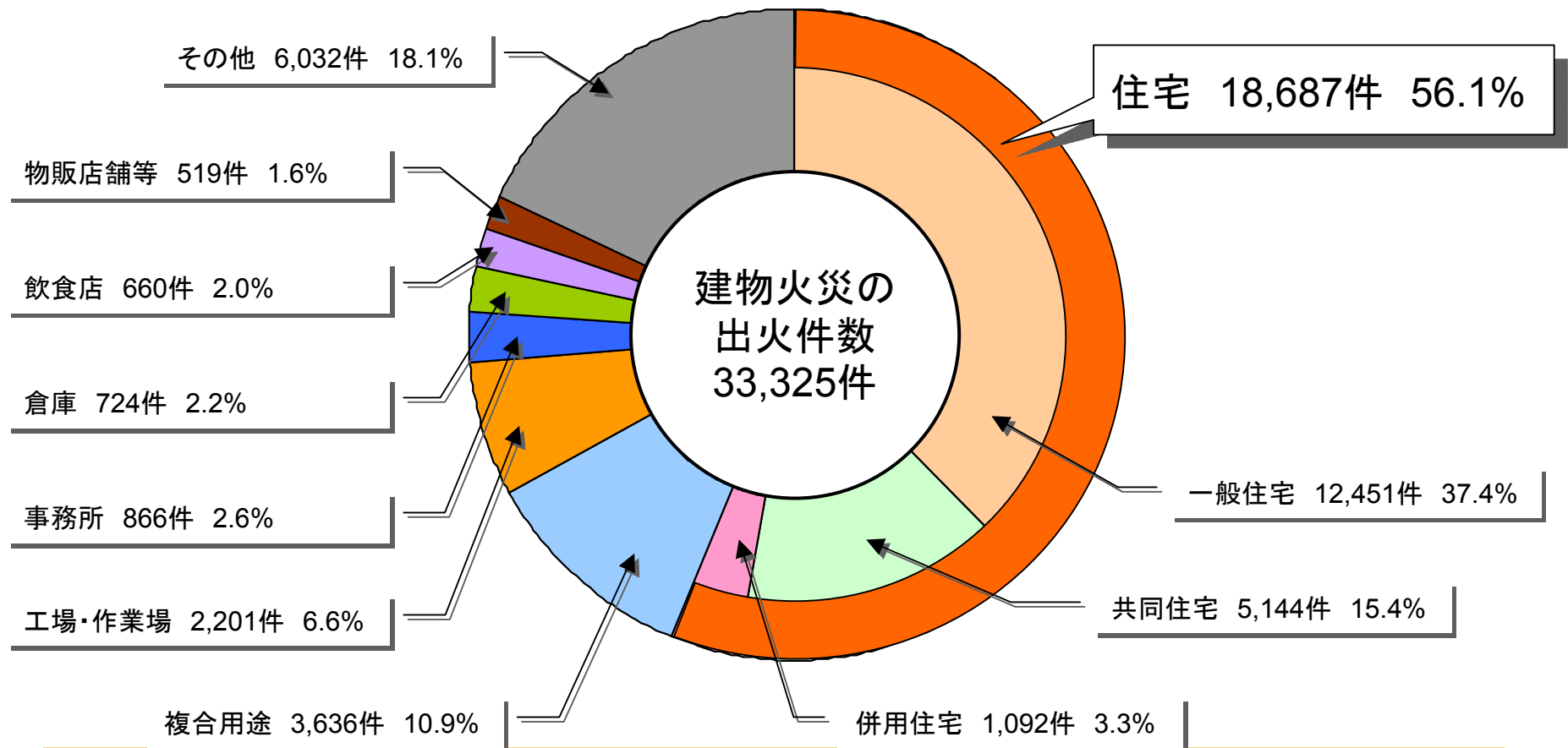
---

# 目次

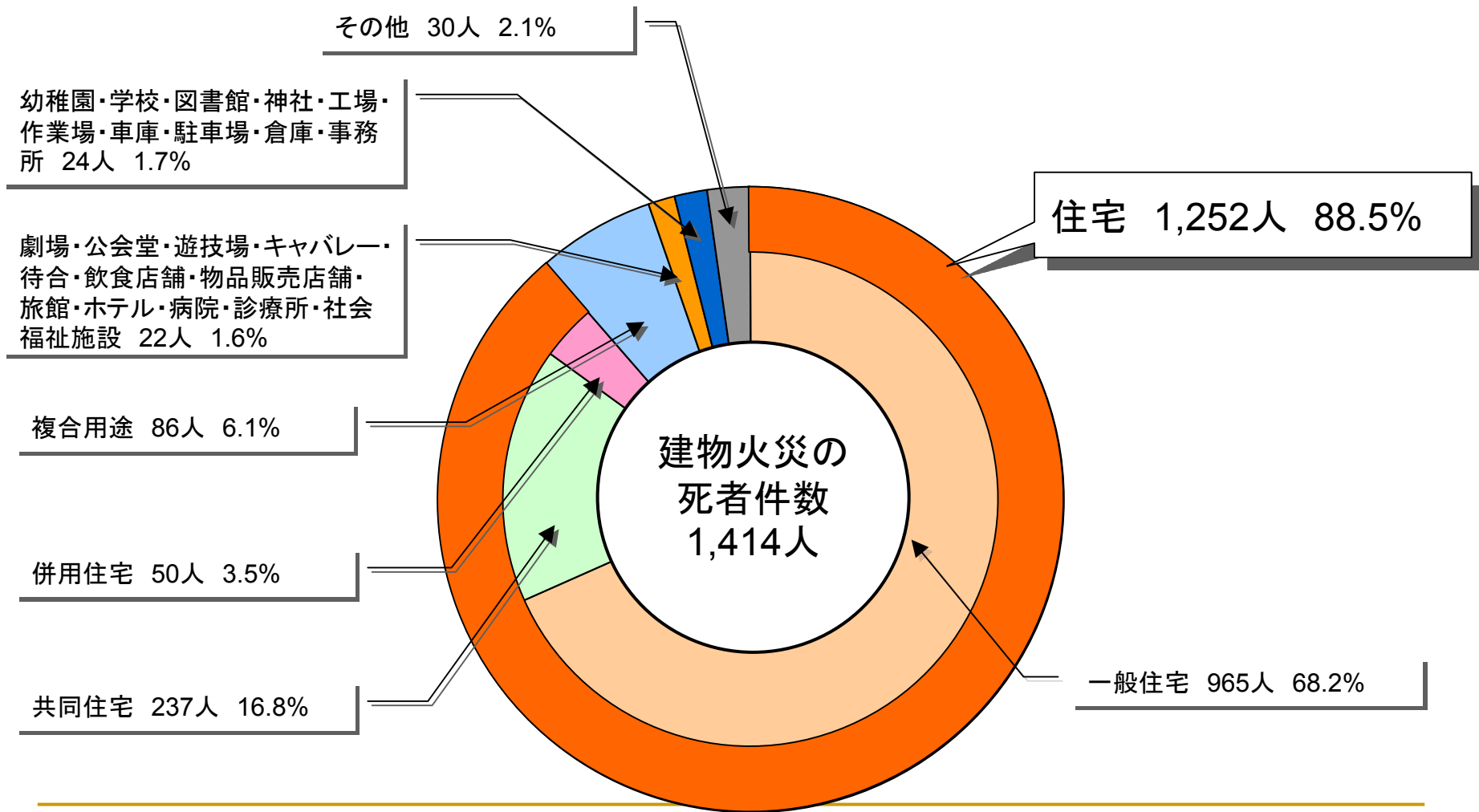
1. 火災の状況
  2. 住宅火災の状況
  3. 海外の住宅火災の状況
  4. 新たな住宅防火対策への転換
  5. 住宅用火災警報器の普及促進
  6. 今後の課題
-

# 1. 火災の状況

## ○建物用途ごとの火災発生状況(平成16年)

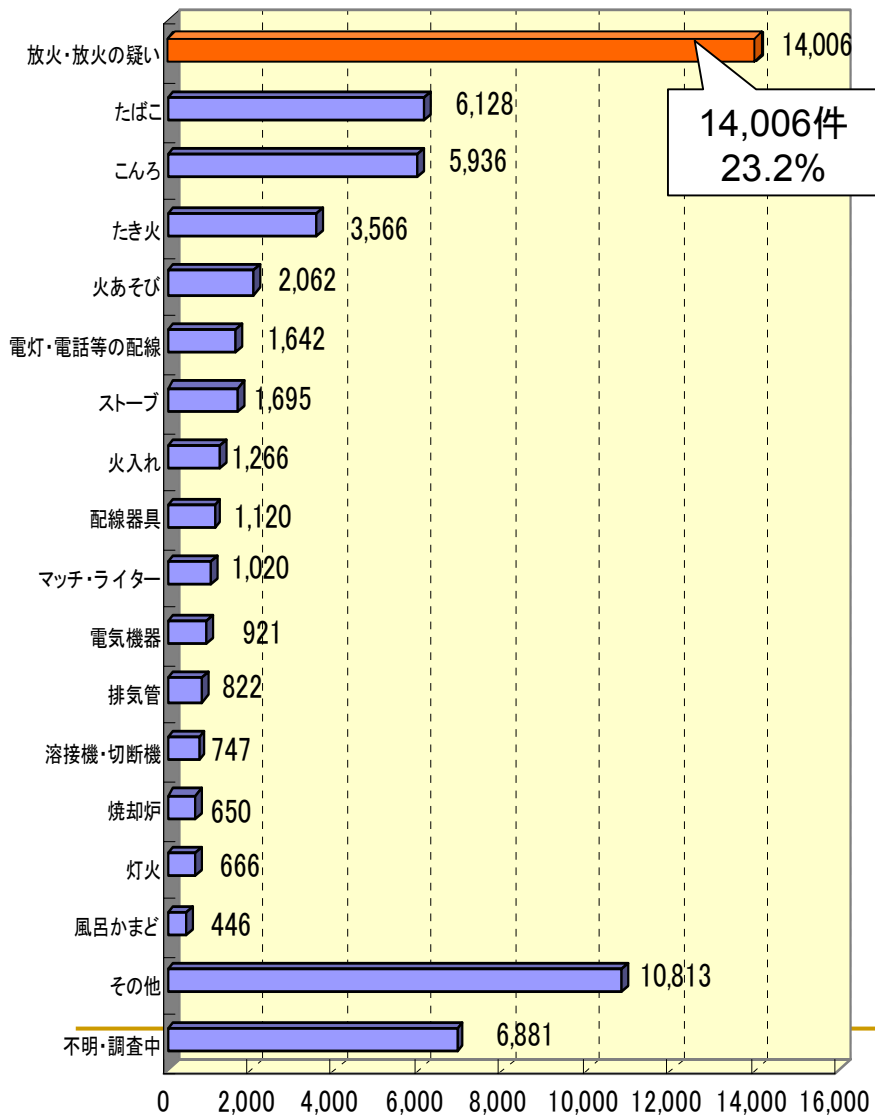


# ○建物用途ごとの死者の発生状況(平成16年)

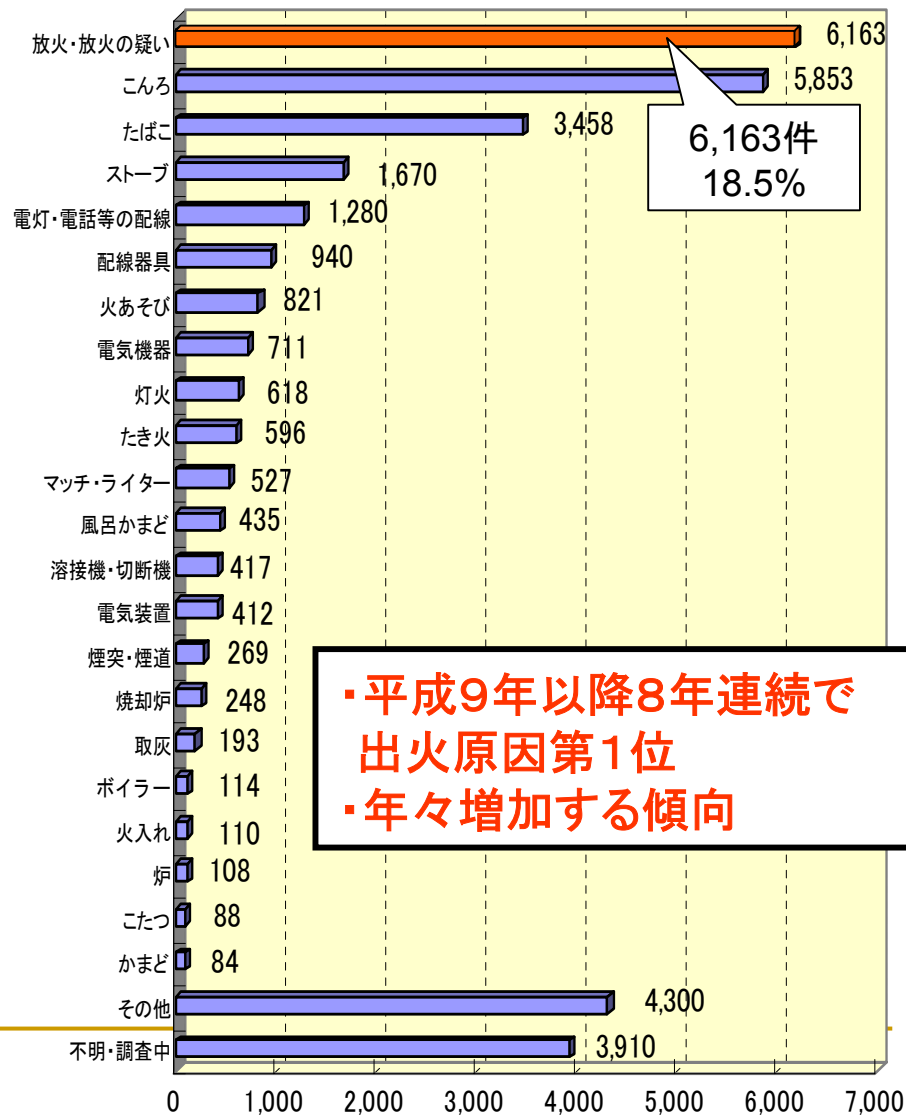


# ○出火原因ごとの火災発生状況(平成16年)

全火災の出火件数(平成16年)



建物火災の出火件数(平成16年)



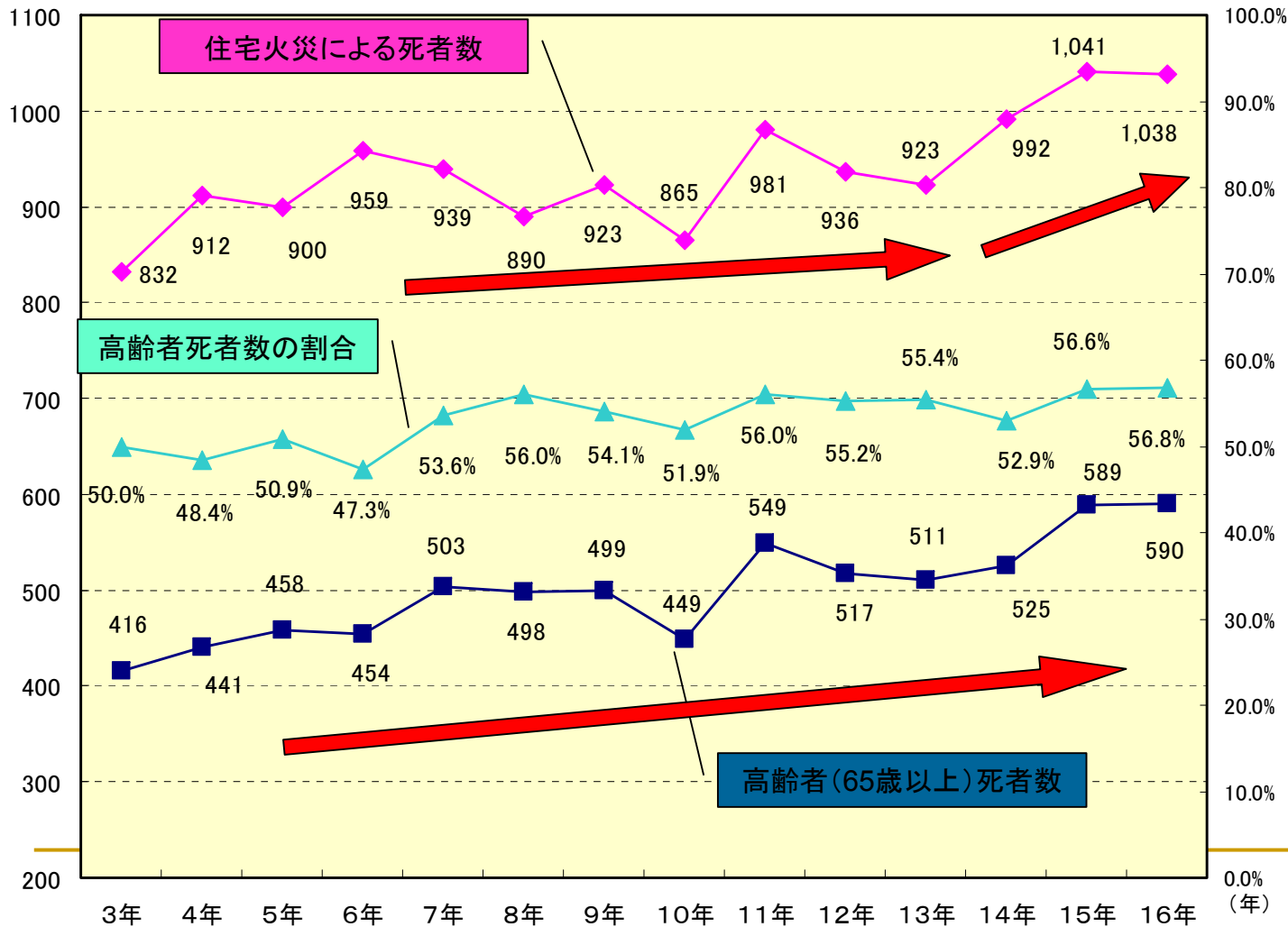
・平成9年以降8年連続で  
出火原因第1位  
・年々増加する傾向

## 2. 住宅火災の状況

### ○住宅火災による死者数

(人)

住宅火災による死者数の推移(放火自殺者等除く)



・平成15年には昭和61年以来の1,000人超え

・平成16年は前年に続き1,000人を超えるなど、急増している

・高齢者が約6割を占める

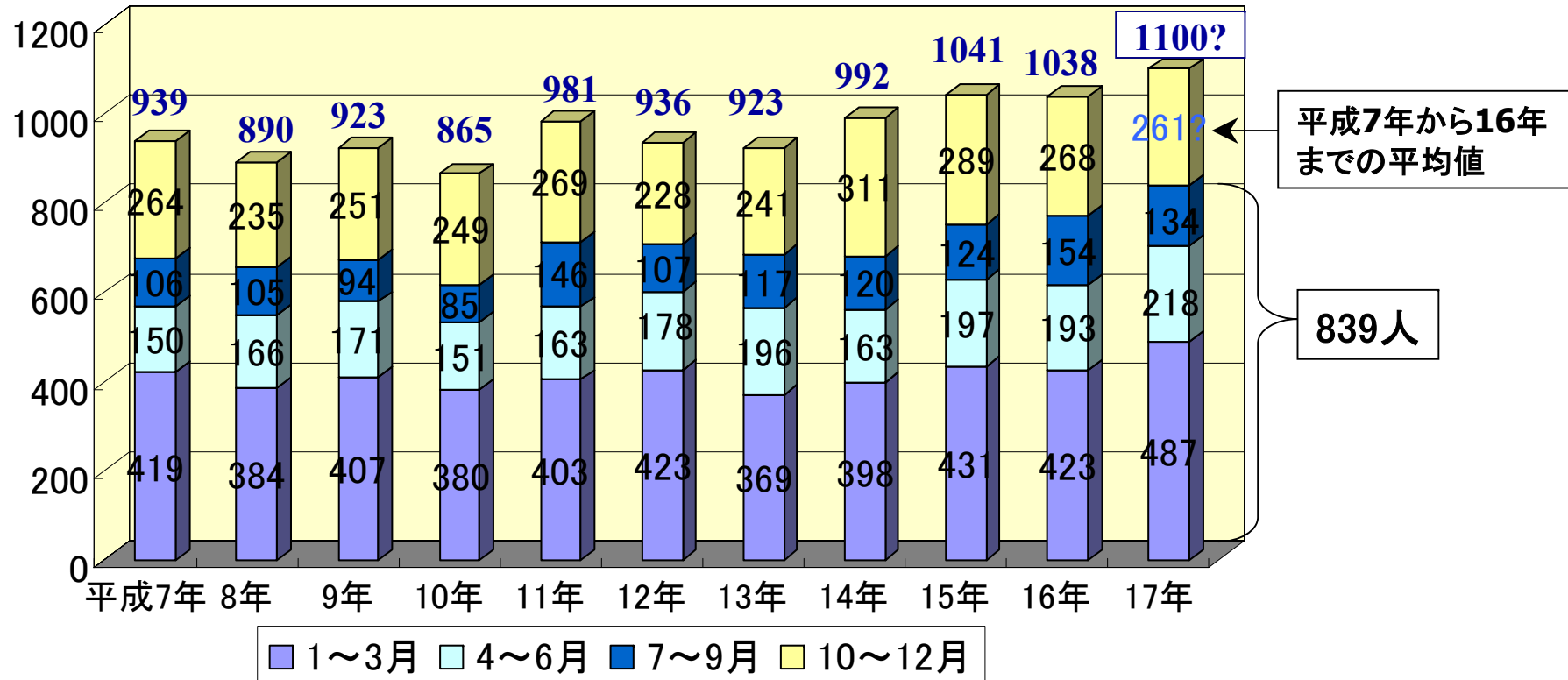


・今後の高齢化の進展とともに一層増加するおそれ

## ○平成17年(1月～9月)中の住宅火災による死者数

- ・平成17年1月から9月末までの住宅火災による死者数は839人(前年同期比+69人)となっている。これは、データの存在する昭和54年以降最多。

住宅火災による死者数の推移(平成7年～17年)

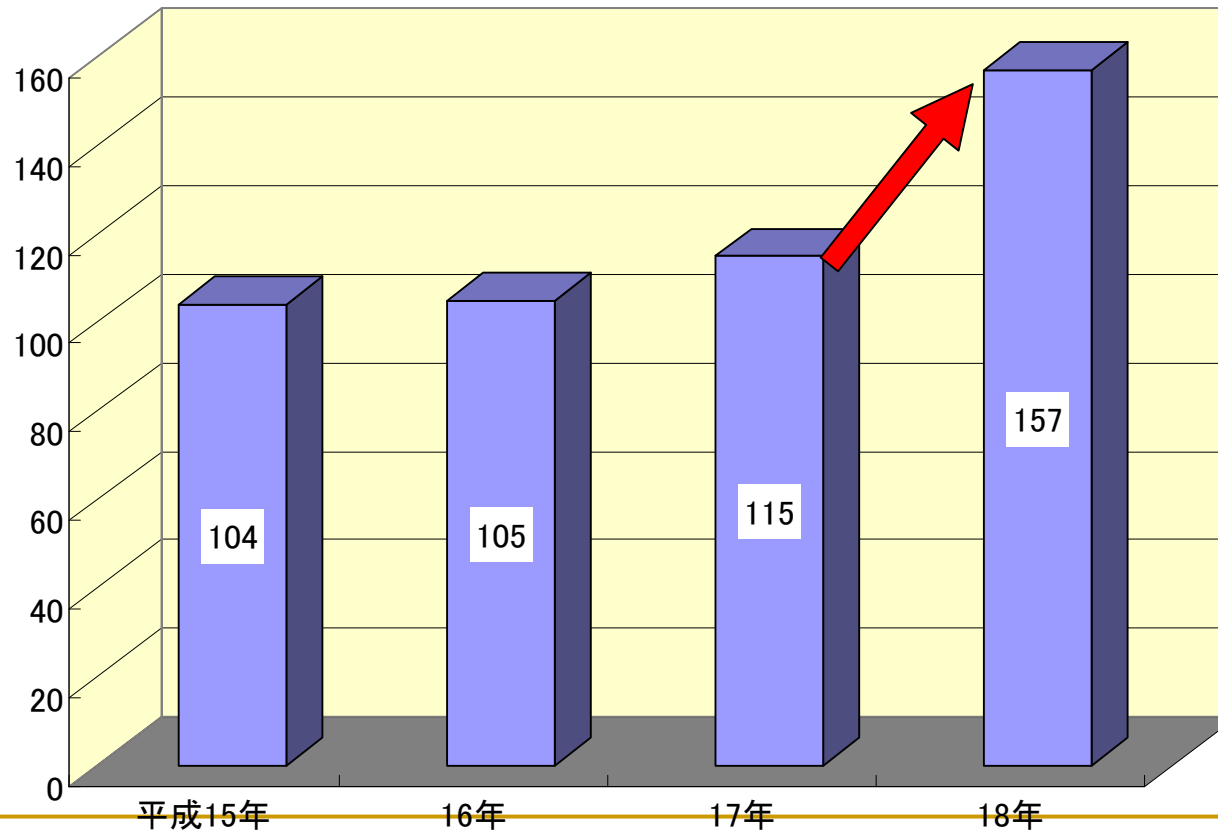


平成17年中の死者数は1,100人に達するおそれ

## ○住宅火災による死者数(1月1日～18日)

- ・平成18年1月19日に実施した「住宅火災等による死者数の緊急調査」の結果、平成18年1月1日から18日までの期間における死者数は、過去3年(平成15～17年)の同時期における死者数の平均値の約**1.5倍**に急増している。

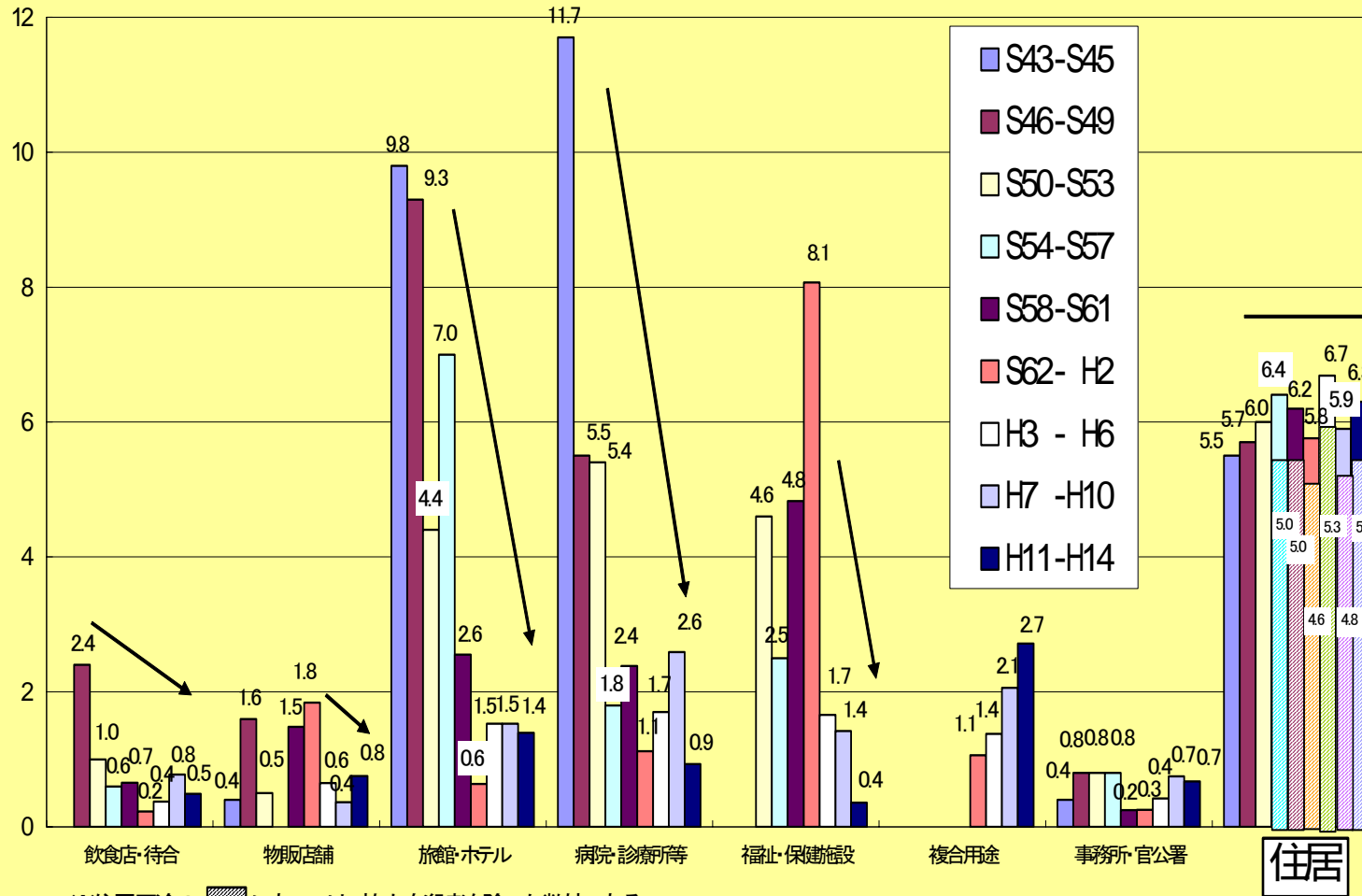
(死者数には放火自殺等を含む。)



※平成17、18年の死者数は速報値

# ○火災100件当たり死者数の推移

死者数(人/火災100件)



・旅館等の用途は大幅に減少

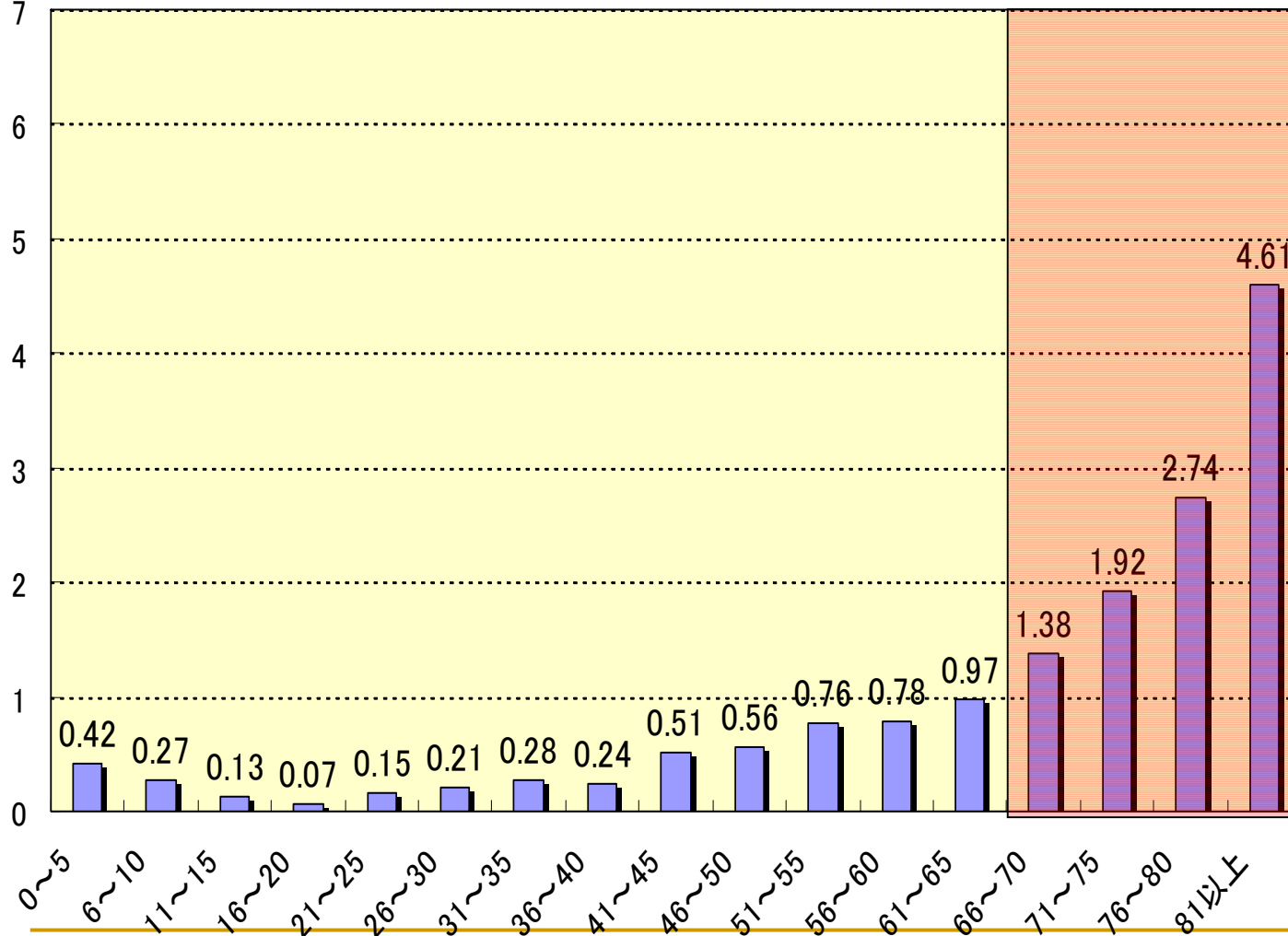
・住居は高止りのまま

※住居用途の [斜線] にあつては、放火自殺者を除いた数値である。  
 また、データの一部でも欠落がある年については図に表してない。



# ○年齢階層別死者発生状況(平成16年)

(人) 人口10万人当たりの死者数

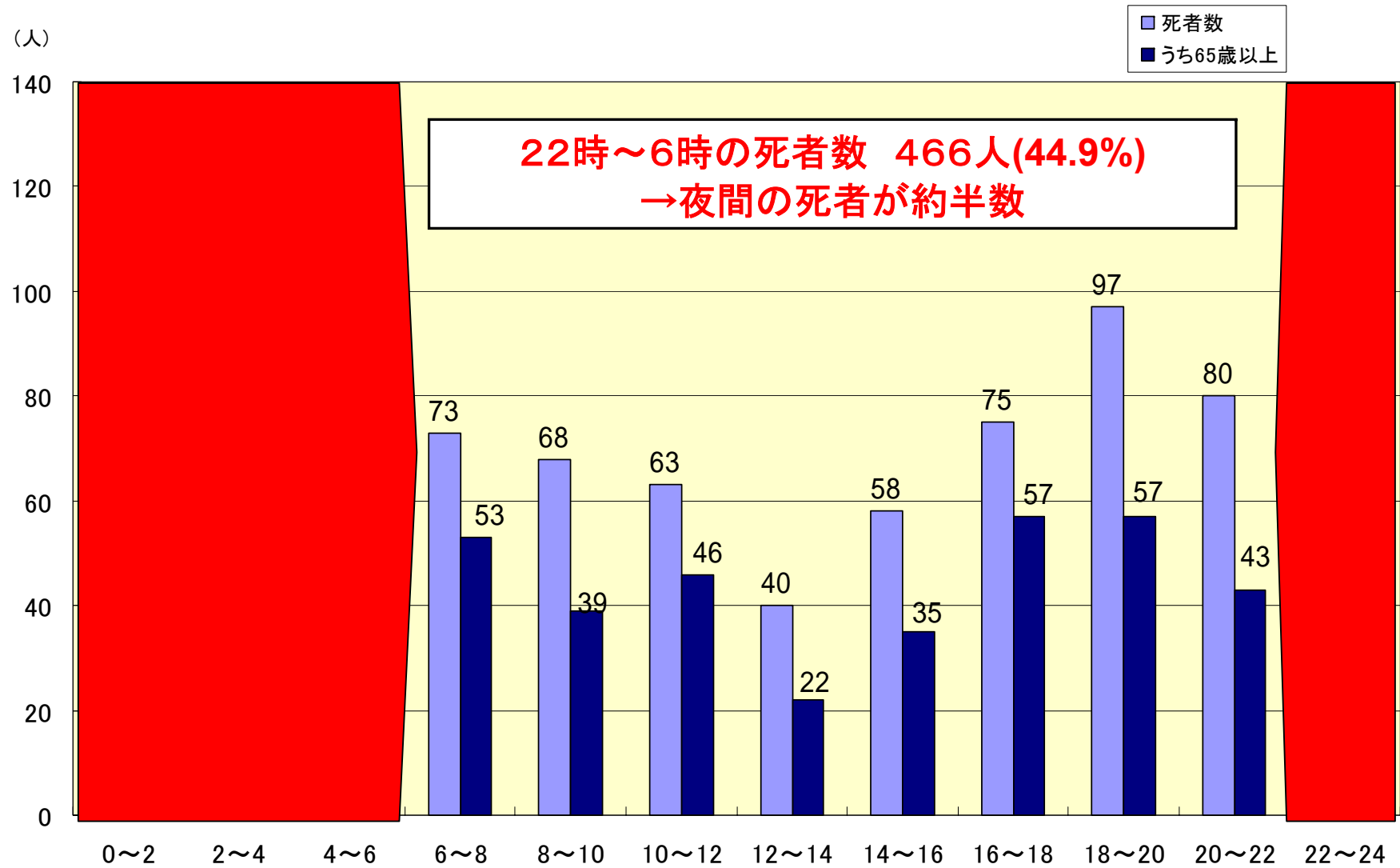


・高齢者の火災による死者が非常に多い

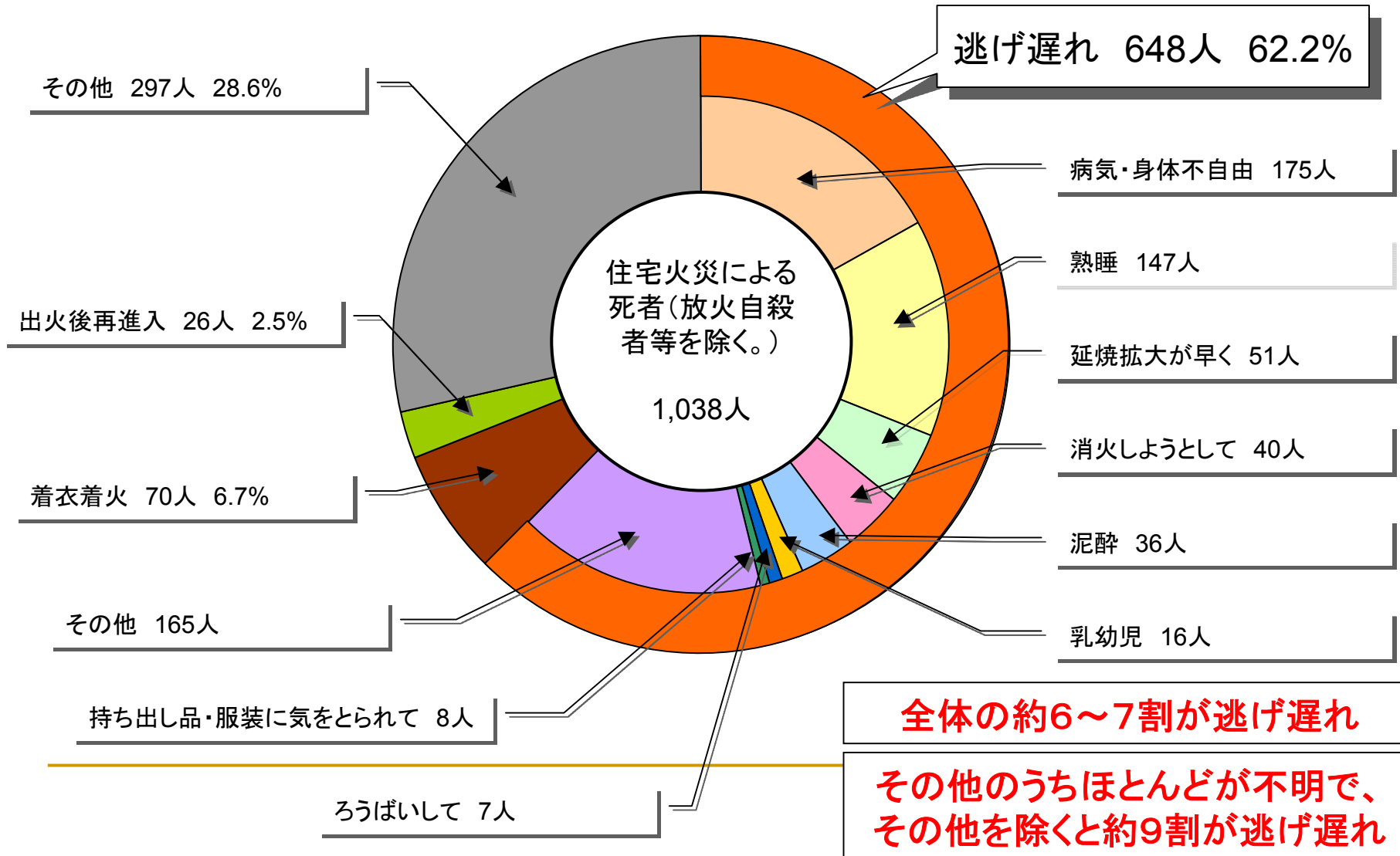
・高齢化は2020年頃まで急激に進展と推計(国立社会保障・人口問題研究所)

(注) 人口は、平成16年10月1日現在の推計人口(総務省統計局)による。  
年齢不明者1名を除く

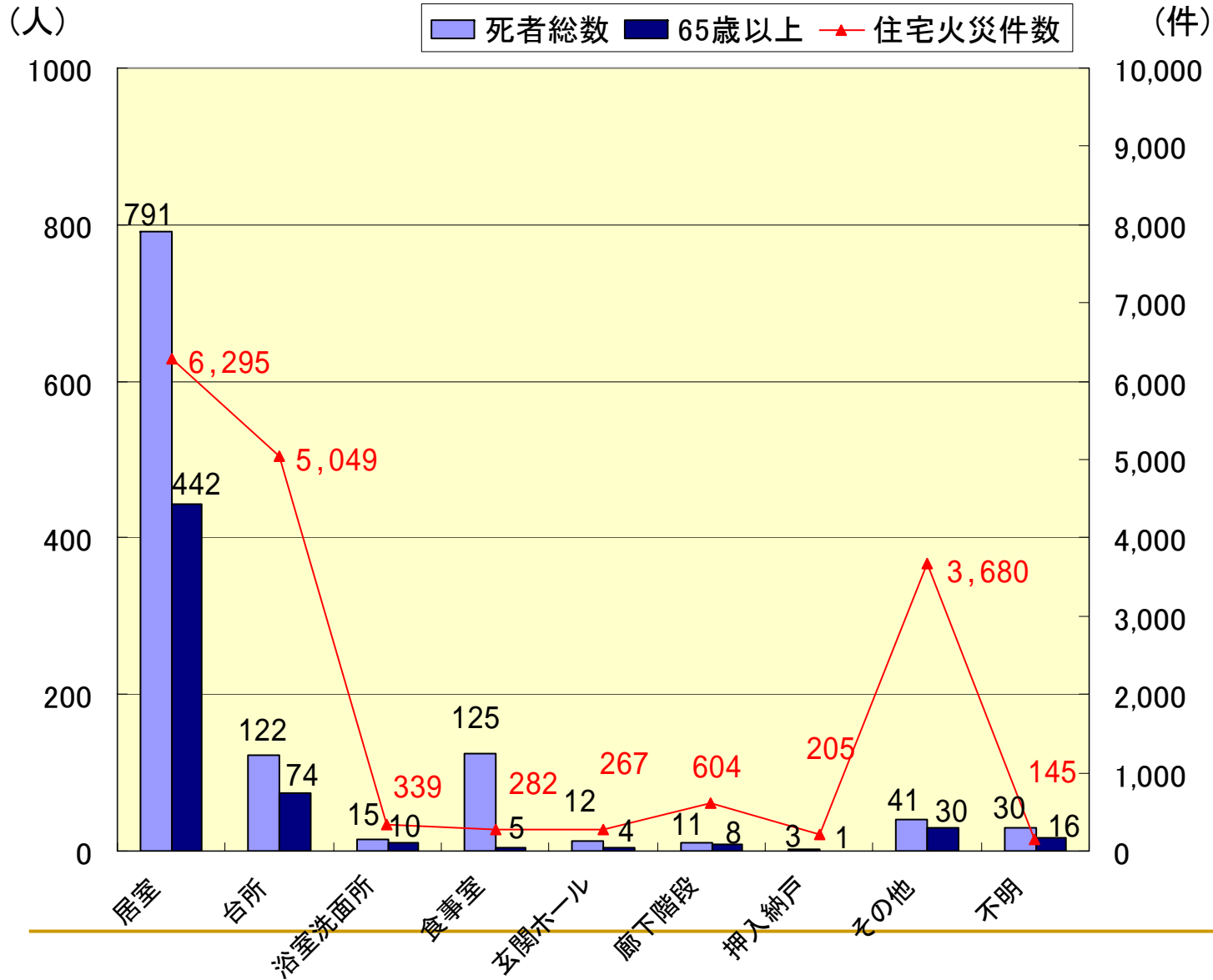
# ○時間帯別死者数(平成16年)



# ○死に至った経過別死者数(平成16年)



# ○出火箇所別にみた死者数と火災件数(平成16年)

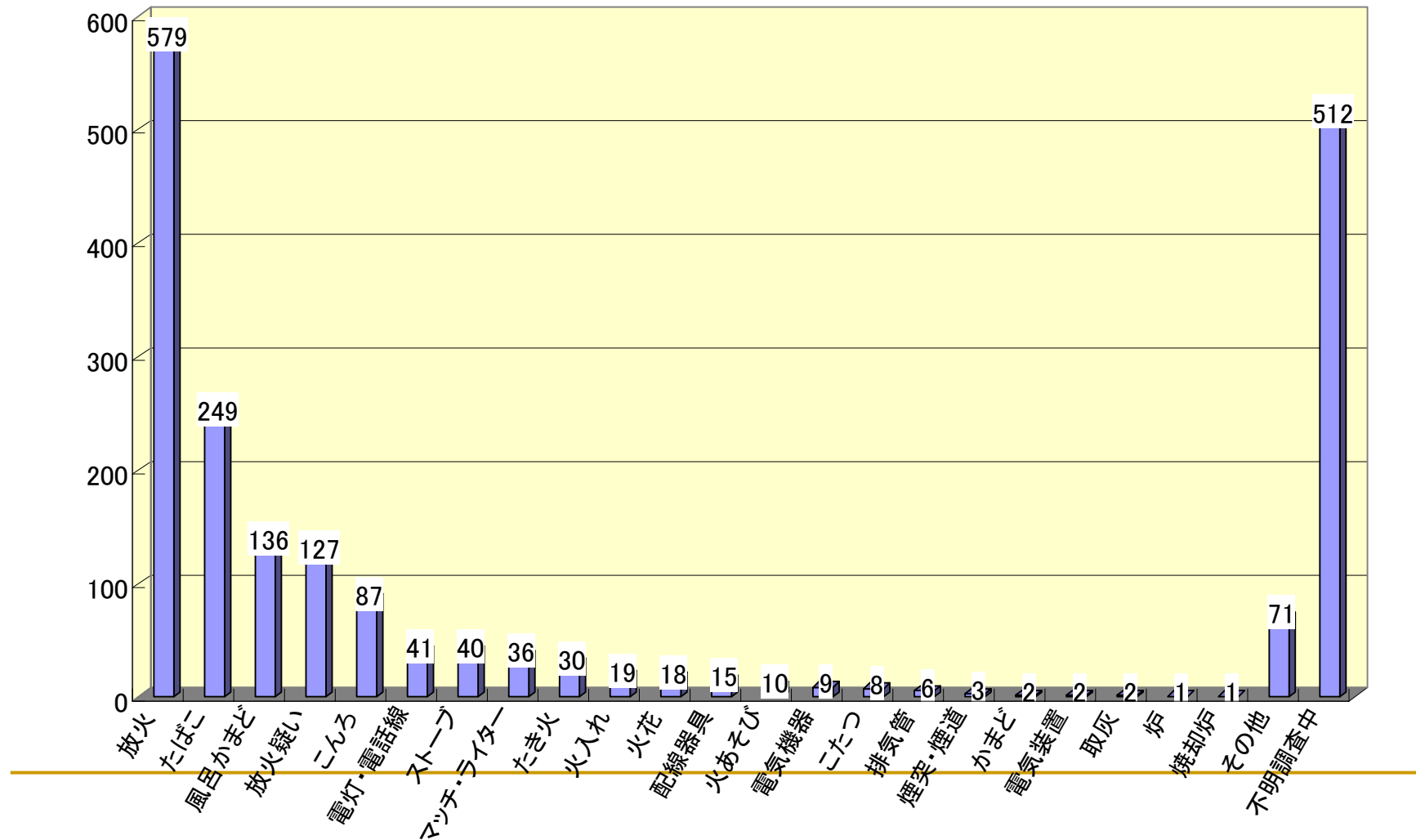


・居室火災の死者最もが多い

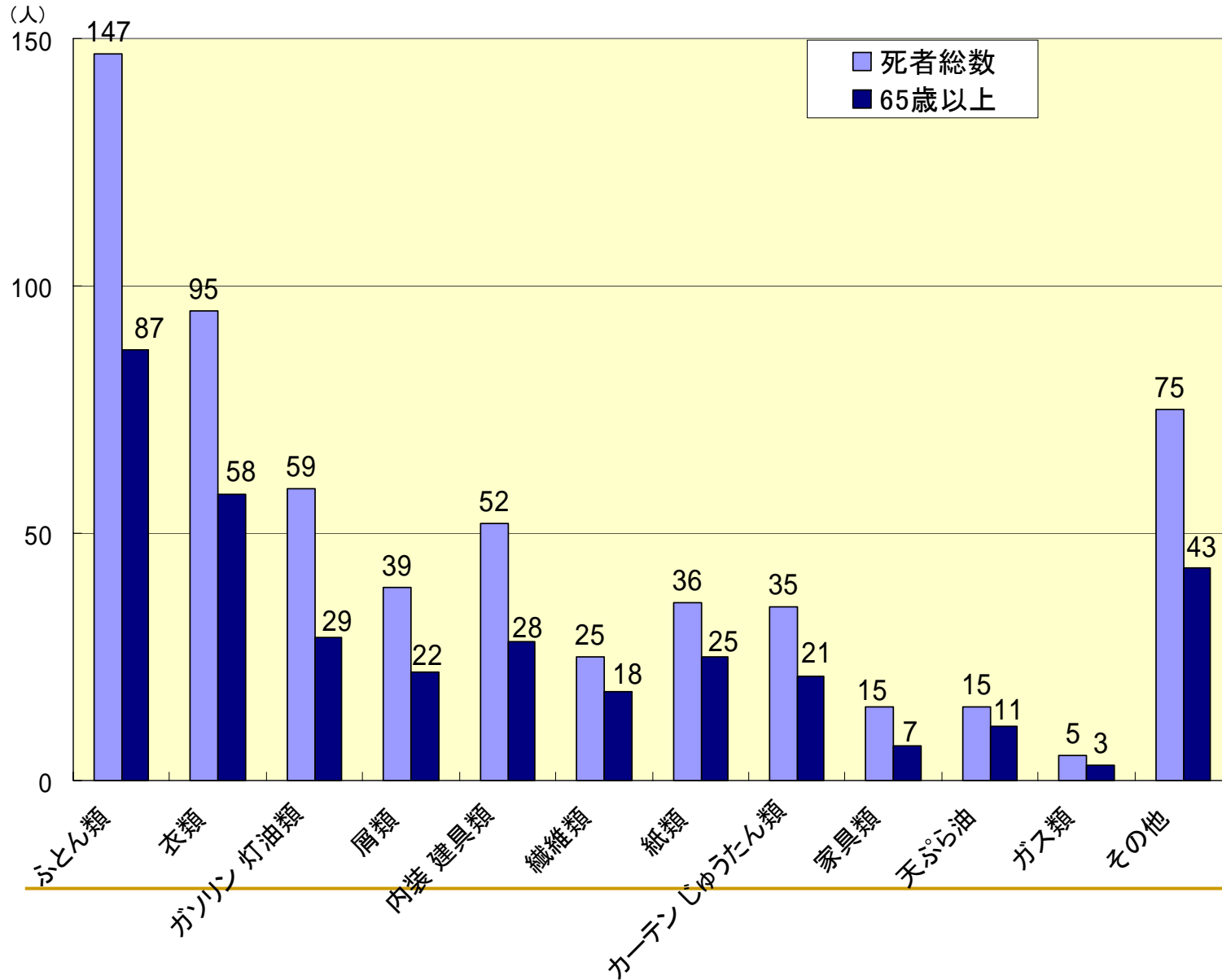
・台所での火災発生件数は多いが、死者発生は全体の1割程度

## ○住宅火災における出火原因別の死者発生状況(平成16年)

- ・出火原因別の死者数は、「放火」によるものが最も多く(579人)、次いで「たばこ」(249人)、「風呂かまど」(136人)となっている。



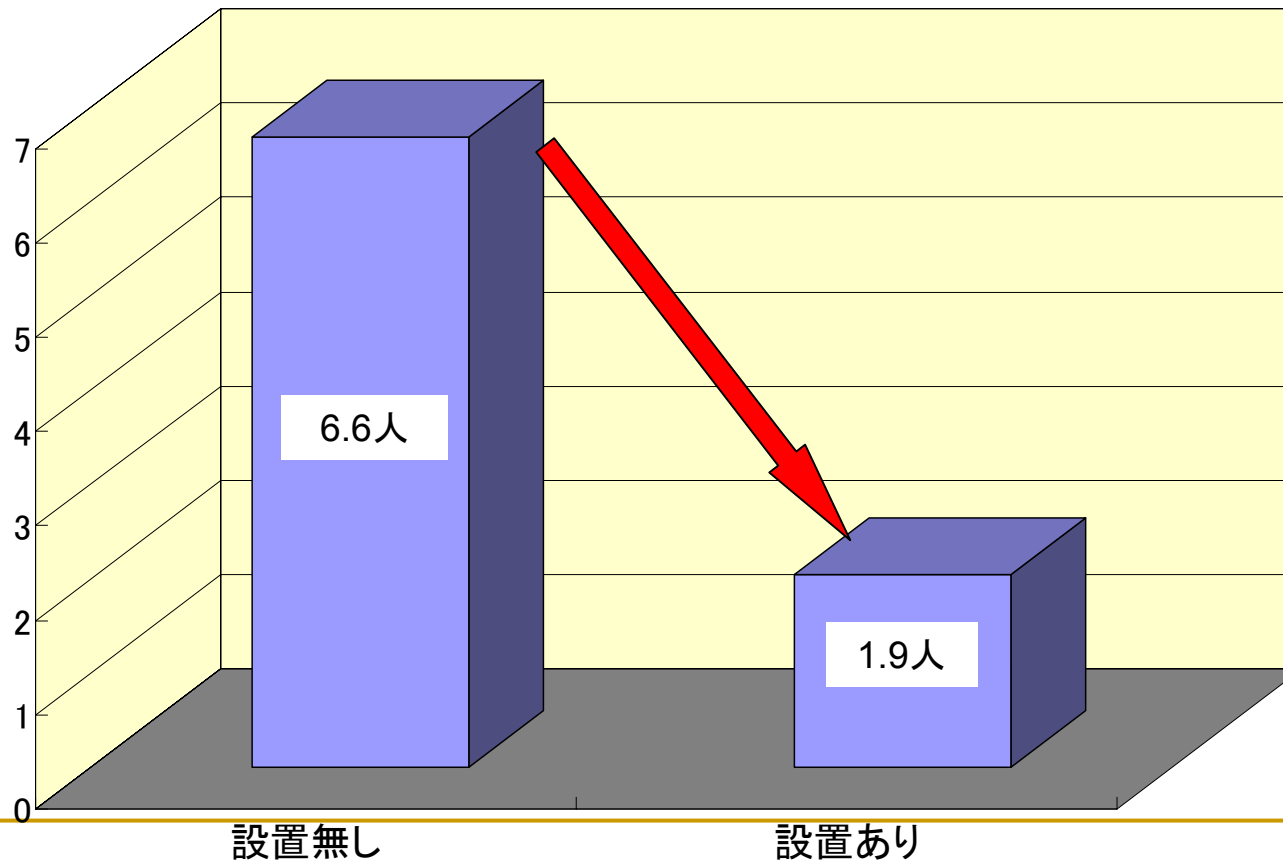
# ○着火物別にみた死者数(平成16年)



・布団、衣類、カーテン等に防炎品を使用すれば、効果が大きい

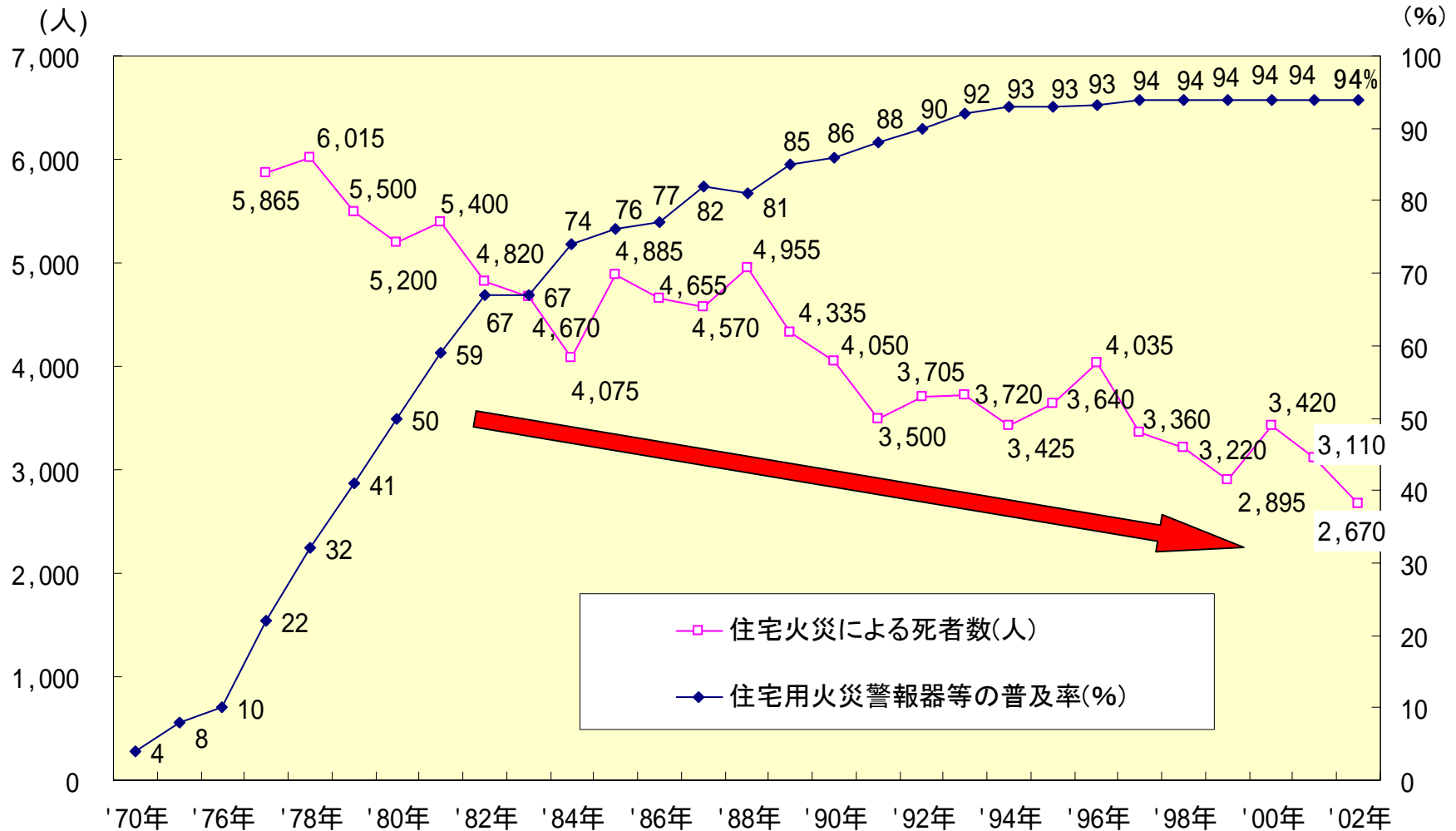
## ○住宅用火災警報器等の設置の有無による死者数比較 (平成16年中)

- ・住宅用火災警報器等が設置されていた火災と設置されていなかった火災を、住宅火災100件当たりの死者数で比較すると、設置されていた場合には約3分の1の死者数となっている。



### 3. 海外の住宅火災の状況

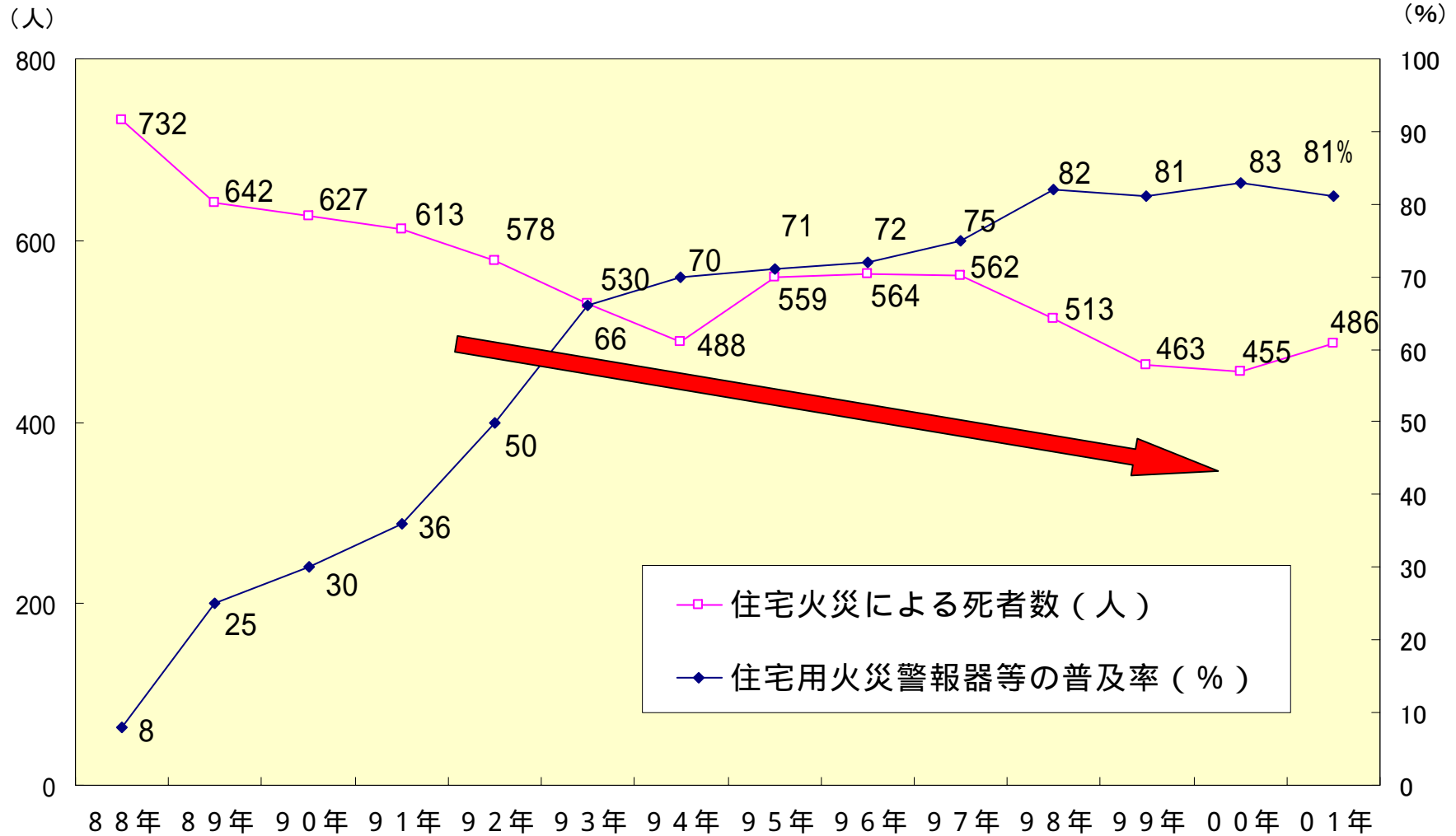
#### ○米国の火災警報器の普及と死者発生状況



1970年代の後半から州法で義務化が進んで普及が進み、死者が大幅低減



# ○英国の火災警報器の普及と死者の発生状況



1992年から推奨が始まり、2000年から新築に義務づけられた。これにより普及が進み死者が低減。

---

## 4. 新たな住宅防火対策への転換

### ① 「地域の安全・安心に関する懇話会」での検討(平成15年5月～)

- ・委員長 東京海上火災保険(株)相談役 樋口公啓
- ・「住宅防火に係る専門部会」部会長 大森彌 千葉大学法経学部教授

新たな住宅防火対策として、次を提言

- ①住宅への火災警報器設置の法制度化、
- ②火災警報器の普及について市場原理の活用

### ② 消防審議会での審議(平成15年度)

- ・会長 菅原進一 東京理科大学教授

同上の内容の答申

### ③ 国会での審議(平成16年第159回国会)

- ・平成16年5月27日全会一致で法案可決
  - ・同6月2日公布
-

# ○消防法改正による住宅用火災警報器等の設置の義務付け

## 消防法第9条の2を創設

### ① 目的

住宅火災による死者が急増しており、特に高齢者の死者の割合が高いことから、今後の高齢化の進展を踏まえて、住宅に住宅用防災機器を設置することにより、住宅火災による死者の低減又は抑制を図ること。

### ② 概要

- ・住宅に政令で定める住宅用防災機器を設置する。
- ・住宅用防災機器の設置基準は、政令の基準（消防法施行令第5条の6～第5条の9）に従って市町村条例で定める。
- ・新築住宅は政令で定める日（平成18年6月1日）から、既存住宅は市町村条例で定める日（概ね平成20年6月～平成23年6月）から適用。

### ③ 法の特徴

自己責任分野であること（このため、罰則なし、義務付けは必要最小限）。

※住宅：戸建て専用住宅、店舗併用住宅又は令別表第1(5)口の共同住宅等であってその住居部分をいう。

# ○概要

公布

H16.6.2

○消防法第9条の2を追加(住宅用防災機器の設置等義務づけ)

## ○政省令等

### (1) 消防法施行令の一部改正(平成16年政令第325号)

- ①住宅用防災機器として住宅用防災警報器等(いわゆる『住宅用火災警報器等』)を規定。
- ②住宅用火災警報器等を設置・維持すべき住宅の部分として
  - ・寝室
  - ・寝室のある階(1階などの避難階を除く。)の階段 等を規定。
- ③その他
  - ・住宅の位置、構造又は設備の状況から、消防長等の判断により、適用除外することが可能。
  - ・地方の気候・風土の特殊性勘案し、政令の基準の特例を条例に設けることが可能。
  - ・住宅用防災警報器等に係る技術上の規格、設置・維持の細目は、総務省令に委任。
  - ・建築基準法施行令の改正(建築確認の対象となる建築基準関係規定に消防法第9条の2を追加)

### (2) 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令 (平成16年総務省令第138号)

### (3) 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令 (平成17年総務省令第11号)

### (4) 火災予防条例(例)の改正(平成16年12月15日付け消防安第227号)

施行

H18.6.1

○新築住宅:平成18年6月1日から適用

○既存住宅:各市町村条例で定める日から適用(概ね平成20年から平成23年までの間で適用)

## ○政令改正の概要

### ① 住宅用防災機器の指定

住宅用火災警報器又は住宅用自動火災報知設備(以下「火災警報器」という。)とする。  
なお、火災警報器の規格は省令に委任。

### ② 火災警報器の設置場所等

寝室とその避難経路である階段とし、その他住宅の形態等により必要となる場所は、  
省令に委任。設置位置等の詳細についても併せて省令に委任。

### ③ 消防長(消防署長)の特例

一定水準以上のホームセキュリティーシステムがある場合等  
令32条により自火報を免除された共同住宅等については原則として免除できない。

### ④ 設置免除

(共同住宅用)自動火災報知設備等を設置した場合

### ⑤ 別基準の制定

地域の気候風土等の特殊性について考慮

### ⑥ 建築基準法施行令の改正

法9条の2を建築確認等の対象

### ⑦ 施行日は、平成18年6月1日

## ○住宅用火災警報器等に関する省令の概要

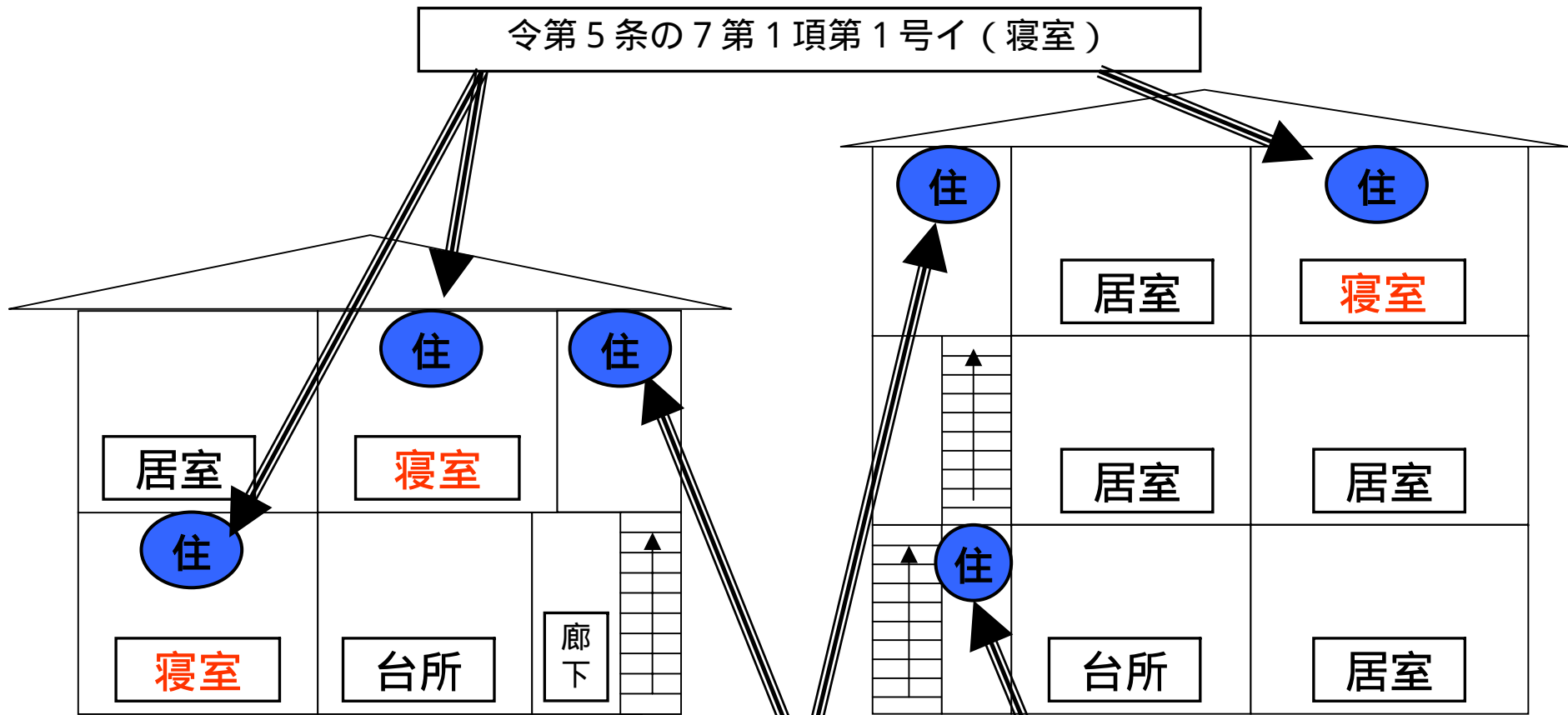
- ① 火災警報器の設置場所の追加
  - ・ 3階建て以上の住宅の階段について、原則として二階層ごとに設置
  - ・ 7m<sup>2</sup>以上の居室が5以上ある階の廊下等
- ② 火災警報器の設置箇所
  - ・ 天井又は壁の火災感知に支障のない箇所
- ③ 火災警報器の感知方式
  - ・ 逃げ遅れ防止に有効な煙式のものに限定(米英と同様)
  - ・ 煙式のもののうちイオン化式の場合は、設置場所を廊下に限定(イオン化式のもの  
は「放射線障害防止法」による規制対象)
- ④ 維持管理に対する配慮(法17条の3の3のような資格者による点検義務無し)
  - ・ 電池切れ警報があった場合の取り替え義務
  - ・ 交換期限の明示(自動試験機能の警報又は交換期限の貼付)と取り替え義務

# ○住宅用火災警報器等の設置場所(例)

就寝の用に供する居室が  
1階、2階に各一室の場合

就寝の用に供する居室が  
3階の一室のみの場合

令第5条の7第1項第1号イ(寝室)



令第5条の7第1項第1号ロ(階段)

設置維持省令第4条第1号

# 住宅用火災警報器



※音声メッセージ付きのものイメージです。





## 5 . 住宅用火災警報器の普及促進

### (1) 住警器等の設置促進のための広報等への取組み

- ① 死者の発生した住宅火災の続発を踏まえ住宅防火対策の徹底を呼び掛け(平成18年1月25日付け消防庁長官通知)
- ② 平成18年春季全国火災予防運動(3/1～7)等において、消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等と連携した普及啓発活動等を実施
- ③ 消防本部等のホームページ等向けに住宅用火災警報器のCM素材を提供
- ④ 不適正な訪問販売等に対する注意喚起の実施
- ⑤ 住宅用火災警報器の音以外の警報の技術指針等の検討 等

### (2) 住宅防火対策推進協議会等との連携

- ① わかりやすい広報資料の作成と提供(消防本部、消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等が活用)
- ② 地域における住宅防火対策支援事業の実施
- ③ 住宅用火災警報器相談室の設置(フリーダイヤル<0120-565-911>で、全国からの問い合わせに対応)
- ④ 平成17年度秋季全国火災予防運動にあわせた住宅用火災警報器配布モデル事業の実施(社団法人全国消防機器協会 社会貢献委員会)

## ○具体的な取組み(例)

### 1 住宅用火災警報器のCM素材を提供



### 2 住宅防火推進協議会等

- 「住宅用火災警報器PRハンドブック」等のパンフレット・ポスター等の広報素材の作成
- 地方展示会、講演会の支援
- 住宅用火災警報器相談室

(0120-565-911 土日・祝祭日を除く9時～17時)



・住宅防火対策推進協議会HP (http://www.jubo.go.jp/)

The screenshot shows the homepage of the JUBO (Japan Fire Alarm Association) website. The browser window title is "住宅防火対策推進協議会 - Microsoft Internet Explorer". The address bar shows "http://www.jubo.go.jp/index2.html". The website header features a navigation menu with items like "ホーム", "防火の習慣", "防火の家づくり(防火のアドバイス集)", "Q&A", and "ヒヤリハット体験". The main content area is titled "住宅火災警報器 取扱店" (Residential Fire Alarm Device Dealers) and indicates there are 7 stores listed. A sidebar on the left lists various fire safety equipment categories, with "住宅用火災警報器" (Residential Fire Alarm Devices) highlighted in red. The main list includes:

- 秋田ホーチキ(株)**  
〒010-0811  
秋田県秋田市泉釜の町25-24  
TEL:0188-68-6666 FAX:0188-68-6211
- (株)高義商会**  
〒012-0111  
秋田県雄勝郡稲川町川連字万九郎屋布32  
TEL:0183-42-2125 FAX:0183-42-4816
- 東和電材(株)秋田**  
〒010-0965  
秋田県秋田市八橋新川向10-20  
TEL:018-823-9411 FAX:018-864-8762
- ニッタン(株)秋田支店**  
〒010-0951  
秋田県秋田市山王5-8-7  
TEL:018-862-8762 FAX:018-862-8702

The status bar at the bottom indicates "ページが表示されました" (Page displayed) and "インターネット" (Internet).

### 3 その他

#### ① 平成18年春季全国火災予防運動(消防庁長官通知)

##### ・住宅防火対策の推進

- ア 改正消防法の施行を踏まえた住宅用火災警報器等の設置促進
- イ 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進
- ウ 消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
- エ 地域の実情に即した広報の推進と具体的な対策事例等の情報提供
- オ 高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

---

## ② 住宅用火災警報器配布モデル事業

(社団法人 全国消防機器協会「社会貢献委員会」)

- ・昨年度に引き続き、高齢者世帯に対して住宅用火災警報器の配布事業を実施。
- ・住宅防火モデル地区または住宅防火対策推進協議会が整備されている市町村内の地区(10カ所)に各地区約200個を配布。

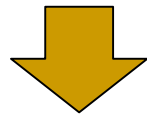
## ③ 住宅用防災機器等普及促進事業 (住宅防火対策推進協議会)

- ・防火意識の高揚と住宅用防災機器等の普及を促進するため、展示等のために使用する機器を都道府県、市町村及び消防関係団体(毎年13カ所)に交付している。
  - ・展示用機器等：住宅用火災警報器等、住宅用消火器、自動消火装置、防災製品、安全装置付き調理器具など
-

---

## 6. 今後の課題

- ・ 既存住宅:約4,700万世帯と対象が膨大
- ・ 独居老人世帯が約340万世帯
- ・ 住宅用火災警報器の認知度が低い
- ・ 入手可能な場所が限られている
- ・ 聴覚が不自由な人等への対応
- ・ 基準に適合しない住宅用火災警報器の流通への対応



- 一般市民が火災警報器を入手しやすい状況にする
    - ・ 住宅火災保険の割引について関係者に働きかけ
    - ・ リース販売の推進(都市ガス会社等)
    - ・ 低価格、設置が容易な製品の開発推進 等
  - 住宅用火災警報器等の音以外の有効な警報音の技術指針等の検討
  - 市場に流通する住宅用火災警報器の性能確認等
-